

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月12日

東海市公平委員会委員長 坂野友昭

東海市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和44年東海市公平委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項中「主任指導臨床心理士」を「主任指導心理士」に改める。

別表第2福祉事務所の項中「、部長」を削り、同表清掃センターの項中「清掃センター」を「リサイクルセンター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。